

令和6年度組織改正等のポイント

県行政の基盤となる組織が政策を効果的に展開していくためには、「県民のために働く組織」、「職員が働きやすく、達成感を持って仕事ができる組織」であることが重要であるとの考えのもと、県政を取り巻く新たな課題や複雑・多様化する行政ニーズに柔軟かつ的確に対応できるよう、次のとおり所要の改正を行います。

1 総合的な政策展開に向けた組織改正等

(1) 総合的な政策展開のためのマネジメント機能の強化 <政策企画部>

人口減少や人手不足など部局横断的な政策課題に取り組む体制の強化を図るため、新たに政策企画部に次長を設置します。

(2) 人材確保対策の推進 <政策企画部>

さまざまな分野で深刻化している人手不足について、全庁の人材確保に係る取組を総括し、効果的な対策を講じていくため、新たに「人材確保対策課」を設置し、4名体制とします。

(3) 関西圏における施策の効果的な推進 <政策企画部>

関西圏での販路拡大や観光誘客、移住促進など、複数部に関わる施策を効果的に推進していくため、関西事務所を政策企画部の所管とします。

2 県政の重要課題への的確な対応

(1) 児童相談体制の強化 <子ども・福祉部>

児童相談所職員の人材育成や、児童相談現場への支援等に効果的に取り組むとともに、重大事案発生時に迅速に対応できる体制を確保するため、現行組織（本庁・児童相談センター・児童相談所）を見直すこととし、児童相談センターの業務を本庁に一元化します。これに伴い、児童相談センターを廃止します。

あわせて、北勢児童相談所及び国児学園の施設整備や、ひとり親家庭への支援等にも的確に対応できる体制を確保します。

人員体制については、児童相談及び一時保護対応の体制強化を図るため、児童相談所で計16名を増員するとともに、児童相談所職員の人材育成や市町・警察等の関係機関との連携強化、里親委託の推進などに効果的に取り組むため、本庁で計4名を増員します。

【本庁】

- 次長を新たに1名設置し、計2名の次長が少子化対策・子どもの育ち分野と児童相談・家庭福祉分野をそれぞれ所掌します。
- 児童虐待対策の司令塔として、市町・警察等の関係機関との連携強化を図るとともに、教育委員会や医療保健部等の関係部局と連携し、対策を推進していくため、新たに「児童虐待対策総括監」（次長級）を設置し、児童相談・家庭福祉分野を担当する次長が兼務します。
- 現行の「子ども福祉・虐待対策課」を再編し、児童相談及び虐待対策を一元的に所掌する「児童相談支援課」（16名体制）と、ひとり親家庭への支援、北勢児童相談所や国児学園の施設整備等を所掌する「家庭福祉・施設整備課」（13名体制）の2課を設置します。

【地域機関】

- 児童相談件数が多いことに加え、一時保護所を設置している北勢及び中勢の各児童相談所において、所長のマネジメントを補佐する機能を強化するため、新たに副所長を設置します。
- 児童相談センターの「一時保護室」が担う一時保護所の入退所調整を行うため、新たに中勢児童相談所に「一時保護調整室」を設置します（副所長が室長を兼務）。

改正前	改正後
<p>子ども・福祉部</p> <p>【本庁】</p> <p>次長兼子ども政策総括監</p> <p>少子化対策課</p> <p>子どもの育ち支援課</p> <p>子ども福祉・虐待対策課</p> <p>【地域機関】</p> <p>児童相談センター</p> <p>総務・家庭児童支援室</p> <p>児童相談強化支援室</p> <p>一時保護室</p> <p>児童相談所（県内6か所）</p>	<p>子ども・福祉部</p> <p>【本庁】</p> <p>次長兼子ども政策総括監</p> <p>少子化対策課</p> <p>子どもの育ち支援課</p> <p>次長兼児童虐待対策総括監（新設）</p> <p>児童相談支援課（再編）</p> <p>家庭福祉・施設整備課（再編）</p> <p>【地域機関】</p> <p>（廃止）</p> <p>児童相談所（県内6か所）</p> <p>※中勢児童相談所に「一時保護調整室」を新設</p>

(2) 防災・減災対策の強化 <防災対策部>

南海トラフ地震の発生に備え、令和6年能登半島地震の支援活動や調査を通じて得られる知見や気づきもふまえ、被害想定の見直しを行うとともに、具体的な対策を検討するため、新たに「南海トラフ地震対策プロジェクトチーム」を設置し、兼務も含め6名体制とします。

(3) 公共交通の活性化 <地域連携・交通部>

交通政策の司令塔として、関係機関や市町との連携強化を図るとともに、関係部局と連携し、交通政策を推進していくため、新たに「交通政策総括監」(次長級)を設置し、副部長が兼務します。

あわせて、地域公共交通の活性化に取り組むため、交通政策課の職員を1名増員します。

(4) 大阪・関西万博の推進 <雇用経済部>

大阪・関西万博(令和7年)への三重県ブース出展に向け展示制作や自治体参加催事に係る市町との調整など準備体制の強化を図るため、新たに「大阪・関西万博推進プロジェクトチーム」を設置し、6名体制とします。

(5) 感染症への備え <医療保健部>

新たな感染症の危機に備えるとともに、引き続き、新型コロナウイルス感染症を含む既存感染症に的確に対応していくため、業務執行体制を見直し、現行の1課3プロジェクトチームを「感染症対策課」に再編します。

また、新型コロナウイルス感染症対策に係る業務の縮小が見込まれるため、理事(部長級)を廃止します。

改正前	改正後
医療保健部 理事 次長 感染症対策課 感染症情報・検査PT 医療体制整備・調整PT 宿泊・自宅療養PT	医療保健部 (廃止) 次長 感染症対策課(再編)

(6) 全国豊かな海づくり大会の推進 <農林水産部>

第44回全国豊かな海づくり大会(令和7年)の開催に向けた準備体制の強化を図るため、新たに「全国豊かな海づくり大会推進プロジェクトチーム」を設置し、12名体制とします。